

旧市原ショッピングスクエアビル利活用事業に係る優先交渉権者の決定について

市原市では、「旧市原ショッピングスクエアビル利活用の基本方針」に基づき、旧イトーヨーカドー棟をA棟、旧アイモール棟をB棟として、それぞれ利活用する事業者をプロポーザル方式により公募しました。

旧市原ショッピングスクエアビル利活用事業公募プロポーザル審査会において審査の結果、次のとおり優先交渉権者を決定しましたのでお知らせします。

記

1. 公募の期間

平成25年9月12日（木）から平成25年10月15日（火）

2. 応募の状況

- (1) A棟利活用事業 2事業者（グループ含む）
- (2) B棟利活用事業 1事業者（グループ含む）

3. 優先交渉権者の決定

(1) A棟利活用事業

①優先交渉権者 東急不動産株式会社

②優先交渉権者の提案概要

居住機能、商業機能、保育機能を導入する旨の提案があった。

(2) B棟利活用事業

①優先交渉権者 該当なし

4. 今後の進め方

A棟の利活用について、市にとって最も有益なものとなるよう、優先交渉権者と柔軟に協議してまいります。